

東日本大震災から10年

災害時(緊急時)における男女共同参画センターの役割と課題

埼玉県男女共同参画推進センター

令和3(2021)年3月

目次

はじめに

I 埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）における 避難者支援

1. 東日本大震災発生時の概況
2. 埼玉県男女共同参画推進センター及びさいたまスーパーアリーナで支援
3. 全国女性会館協議会助成事業
4. ボランティア団体との連携事業（避難者支援事業）
 - (1) さいがい・つながりカフェ
 - (2) 「あれから」事業

II With You さいたまにおける災害・防災への取組

1. 10年間の取組
- 2 センターの役割と課題

III 10年間の国、県、市町村の取組

1. 国の計画と動向
 - (1) 防災関連
 - (2) 男女共同参画の視点からの防災
2. 埼玉県の計画と動向
 - (1) 地域防災計画の改正
 - (2) 埼玉県男女共同参画基本計画
3. 埼玉県内市町村の動向とアンケート結果
 - (1) 防災委員への女性参画
 - (2) 「防災における男女共同参画への取組」に関するアンケート概要

IV 新型コロナウイルス感染拡大への対応

V まとめ

関連資料

はじめに

調査の背景

従来、日本は防災・災害復興に関する先進国とされており、防災（災害復興を含む）における男女共同参画の視点の重要性についても、国全体の防災のマスタープランである「防災基本計画」に盛り込まれ、さらに平成22年（2010）12月に策定された「第3次男女共同参画基本計画」においても重点分野の1つに位置づけられた。しかし、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、被災者支援、避難所運営、生活再建等復興支援などの各段階で、男女共同参画の視点が不十分な事例が報告された。その後も全国で大きな地震・集中豪雨などが毎年のように発生し、そのたびに被災地や全国各地の男女共同参画センターは地域の拠点施設として支援活動や防災に関わる事業を実践してきた。この10年間で、災害対応・防災への取組は、国においても地方公共団体にとっても重要な柱となった。

令和2（2020）年は新型コロナウイルスの感染拡大によって、コロナ禍の中で災害が起きた場合の防災（複合災害への対応）という新たな課題が加わった。またコロナ禍によって平常時には見えにくかった社会的不均衡が浮上したことから、男女共同参画センターは災害時と同様に緊急時の女性支援や男女共同参画の視点からの取組が課題となった。

調査の目的

東日本大震災発生後、さいたまスーパーアリーナが被災地外の大規模避難所になったことを受けて、埼玉県男女共同参画推進センター（以下、「センター」）では避難者にシャワー室、休憩室を提供した。そこを活用して地域のボランティアと共に支援活動を行った経験を踏まえて、防災・災害時における男女共同参画の視点の啓発に力を入れるとともに、自治会や自主防災組織など地域における女性リーダーの育成を着実に進めてきた。センターでの東日本大震災避難者支援活動から10年が経ち、当時の活動を知る職員も少なくなったこともあり、避難者支援の一環として現在も継続している『さいがい・つながりカフェ』の開催の経緯も含め、震災後にセンターが取り組んできた防災に関する事業全般を整理する。また、センターはこの10年の国や県の計画策定や目標等と連動して取り組んできたことから、国や県の取組等についても1章を設けた。さらに、埼玉県内自治体の男女共同参画担当部署に御協力いただき、センターとの連携・強化を図るため、アンケートを実施し、各自治体の取組の現状と課題の把握に努めた。

今年度は、緊急事態宣言の発出から始まって新型コロナウイルスの影響を受け、センターは従来どおりの事業を執り行うのが難しい状況が続いた。改めて男女共同参画推進センターはどのような役割を担っているのかを認識した。今後の男女共同参画センター及び男女共同参画担当部署における災害時の取組を進める上での参考となれば幸いである。

1 埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま) における 避難者支援

1. 東日本大震災発生時の概況

平成23(2011)年3月11日(金)14時46分に三陸沖の太平洋を震源として大地震が発生した。地震の規模はマグニチュード9.0で、日本の観測史上最大規模だった。本震の地震動とそれに伴う津波、及びその後の余震は東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらした。日本において第二次世界大戦後最悪の自然災害となった。

地震によって発生した大規模な津波は、最大で海岸から6km内陸まで浸水、岩手県三陸南部、宮城県、福島県浜通り北部では津波の高さが8~9mに達し、明治三陸地震(1896年)の津波を上回る最大遡上高40.1m(岩手県大船渡市)を記録するなど、震源域に近い東北地方の太平洋岸では、その急峻な地形もあいまって高い津波が甚大な被害をもたらした。津波は関東地方の太平洋岸でも被害をもたらしたほか、環太平洋地域を中心に世界の海岸に達した。また、広範囲で強い揺れとなり、関東地方の埋立地で大規模な液状化現象が発生した。

さらに国際原子力事象評価尺度で最も深刻なレベル7と評価された東京電力福島第一原子力発電所事故も併せて発生し、10万人を超える被災者が屋内退避や警戒区域外への避難を余儀なくされた。

*埼玉県での被害

6弱を計測	宮代町、5強を熊谷市、行田市、加須市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、吉見市、川口市、春日部市、草加市、戸田市、三郷市、幸手市、吉川市、川島町、白岡町、杉戸町、さいたま市大宮区、さいたま市中央区
被害状況	人的被害 負傷者104人 住家被害全壊24棟 半壊199棟 一部破損16,511棟 火災発生12件
液状化による被害	被災者生活再建支援法の対象世帯 全壊18棟 大規模半壊42棟 半壊に伴う解体13棟

*埼玉県の支援状況

- (1) 災害対策本部の設置 平成23年3月11日(金)14時46分に埼玉県災害対策本部を設置
- (2) 緊急消防援助隊出勤 部隊数
- (3) 備蓄物資の提供 帰宅困難者及び県内外の被災地に県の備蓄物資を提供

*さいたまスーパーアリーナでの避難者受入れ

- 3月16日 埼玉県がさいたまスーパーアリーナでの被災者受入れを表明。被災者が避難。
- 17日 ボランティアが集まり、支援体制等を検討した
- 18日 県社会福祉協議会がボランティアステーションを立ち上げ(県からの依頼による)。
ボランティアと県社協との連携が進む
- 19日 午後 双葉町が役場ごと避難(約2000人)
- 31日 閉鎖



2. 埼玉県男女共同参画推進センター及びさいたまスーパーアリーナでの支援

本項ではまず、さいたまスーパーアリーナ(以下、アリーナ)での避難者受入れに伴い、埼玉県男女共同参画推進センター(以下、「センター」)で行った被災者支援活動を記録に留める。

元になる資料は以下の通りである。

- ① センター全体の活動については、主に平成23(2011)年8月8日に実施された当時の所長と事業コーディネータのインタビュー記録『災害時における男女共同参画センターの役割調査報告書』から。【関連資料1】(これ以降、資料編の頁数字のみ)
- ② 避難者への具体的な対応については、支援活動を担当したボランティアのリーダーがとりまとめている当時の活動記録

3月11日の発災当日は、センター主催事業はなく、センター利用者にけが人も出ず、施設の破損もなかったが、鉄道がすべて止まってしまったため、帰宅できなくなった利用者と職員数人がセンターに宿泊した。

翌日からは事務室やフリースペースの電源を落として節電に努めた。4月末までは、首都圏での計画停電の影響を避けるために開館時間を変更し、夜間は閉館とした。そうした変更についてはホームページで周知徹底を図ったので、利用者からの苦情はなかった。アリーナでの被災者支援が始まり、センターでは情報ライブラリーから雑誌や子ども向けの本を貸し出した。

18日、アリーナに最も近い県の施設であるセンターとして何ができるかを検討しているところに、アリーナでボランティアを行っていた子育て支援団体(NPO法人彩の子ネットワーク)からセンターの場所を使わせてもらえないかという申し出があった。当時のセンター所長は、未曾有の災害に見舞われた被災者が必死の思いでアリーナにたどり着いている姿を目の前にして、一部の場所を開放することを決めた。

19日から、当時の「こころとからだの実習室」内にあるシャワー室を乳児及び子どもの沐浴用に提供、和室と保育室を子ども連れの家族に過ごしてもらう場所として提供する支援活動が始まった。この支援活動の直接の運営は、以前からセンターのサポートスタッフであったボランティアが担当することになった。このボランティアはアリーナでの被災者受け入れが決まった時点から子育て支援団体とつながっており、センターのシャワー室提供が決まったことでアリーナのボランティア・チームの中に「With You さいたま班」を立ち上げ、担当することになった。アリーナに集まったボランティアの一部がセンターのシャワー提供活動を担当することになった。

シャワー室の提供

当初、シャワー室の利用対象者を「乳幼児とその保護者」としたが、対象者がどの程度いるのか判断もつかず、利用者数も増えなかった。ボランティアの中からより多くの方に利用してもらいたいという意見も挙がり、対象者を障がいがある人や高齢者に広げていった。段々と多様な利用者が足を運ぶようになったので、そこで過ごす間子どもたちの相手をする子育てグループや傾聴を行う臨床心理

グループなどの協力を得るようになった。ボランティアたちはシャワーの提供や支援を通してニーズを聞き取り、それらに対応するようになっていった。混雑したアリーナでは物資が選びにくいという声が多かったため、着替えやタオル類に加えてバッグや靴などニーズが高い物資をアリーナから運んだ。欲しいものがない場合はボランティアで購入したり、知り合いの企業や店舗に寄付を呼び掛けて手渡した。特に基礎化粧品や生理用品などのニーズは高かった。自分で買い物ができるように近所の店を教えることも多かった。【2】



こうした対応をしながら、次第に色々気づくことが増えてきた。乳幼児を連れて毎日のように通ってきた若い母親もいた。アリーナ内で泣くので居づらいと言っていたが、避難の疲れもあってか、育児放棄のような状況だった。多動症の子どもを連れてきた両親は慣れない環境で落ち着かない子の世話で疲弊していた。高齢の親を連れてきた女性は休みなく世話をする中で疲れ切っていた。子どもたちや高齢の親はボランティアが話し相手をし、その間、母親や娘たちには休息してもらうことが多かった。夫のDVから友人宅に避難している間に被災してアリーナにやってきたものの、連日のテレビ報道で夫が勘づいてアリーナにやってくるのではないかと恐れていた女性もいた。

来訪者の多くが福島からの避難者だったため、放射能汚染の心配や今後の生活への不安を打ち明けられることが増えていった。子どもが避難先でいじめにあわないかと心配をする母親も多かった。一方の子どもたちは突然の避難に対してとまどいや不満を感じていること、しかし親たちを見て今は我慢するしかない、などの心境をそっと話してくれた。アリーナの中では誰からかじっと見られているような気がする、知らない人に声をかけられた、暗いところに引っ張られたので逃げた、と話してくれた女の子もいた。

シャワーの前後にボランティアと話をする女性たちは多いが、男性たちはほぼ無言で、和室で寝転んでいる人が多かった。男性ばかりが横たわっている空間に女性ボランティアはなかなか入りにくい。ため、男性ボランティアに「何か困っていることがないか聞いてほしい」と頼んだこともあったが、なかなか聞き取ることができなかった。避難所は女性の視点が欠如しているのは事実であるが、コミュニケーションを上手く取り、改善したり物資を補充できたりすることがある。しかし、男性たちとの間ではそれが難しく、男性たちは女性とは異なった沈黙の中で避難生活を受け止めていることを痛感した。

以上の活動に伴い、センターは以下の協力をおこなった。

- 保育室内の洗濯機の使用
- 交流サロン、和室、保育室、セミナー室の使用
- 情報ライブラリーの図書・資料等の館内貸出
- コピー機の使用
- 職員の広報への協力 迅速なチラシの作成は来館者の増加につながった



【シャワー利用者数】

多い日で160人を超える利用があり、3月31日までの13日間でのべ1200人の利用者となった。

＊利用者表

日にち		時間帯	内訳			合計	その他
3月19日	(土)	13:00~17:00	子ども、大人(障がいをお持ちの方を含む)			約70名	30名
3月20日	(日)	9:30~17:00	子ども、大人(障がいをお持ちの方を含む)			37名	20名
3月21日	(月)	9:30~17:00	子ども、大人(障がいをお持ちの方を含む)			33名	10名
3月22日	(火)	9:30~17:00	子ども12名	大人4名		16名	
3月23日	(水)	9:30~17:00	子ども8名	女性12名	男性7名	27名	
3月24日	(木)	9:30~17:00	子ども27名	女性34名	男性33名	94名	
3月25日	(金)	9:30~17:00	子ども27名	女性67名	男性43名	137名	
3月26日	(土)	9:30~17:00	子ども16名	女性47名	男性37名	100名	
3月27日	(日)	9:30~17:00	子ども60名	女性60名	男性43名	163名	
3月28日	(月)	9:30~17:00	子ども40名	女性45名	男性37名	122名	
3月29日	(火)	9:30~17:00	子ども49名	女性47名	男性35名	131名	
3月30日	(水)	9:30~17:00	子ども30名	女性32名	男性35名	97名	
3月31日	(木)	9:30~17:00	子ども6名	女性9名	男性13名	28名	
						約1085名	約60名

それ以外の協力

- ・埼玉県社会福祉協議会に対し、被災者の融資制度の受付スペースの提供
- ・双葉町職員の議会開催への協力 用紙、作業スペースの提供、コピー機の利用



With You さいたまでの避難者支援の様子

3月23日、アリーナ内では埼玉県による総合相談窓口が開設され、住宅相談、就業相談、子供の就学相談などとともに女性相談も設けられた。相談があればセンターの相談室が案内されることになっていたが、女性相談の利用者は多くはなかったという。

それ以外の女性支援の取組としては、アリーナで「女性限定のハンドケア」を行っていた女性グループとの交流があった。このグループは、アリーナにおいて女性たちの安心・安全を守るための取組が必要と考えたDV支援団体のメンバーや議員、助産婦、弁護士などの都内の女性たちが結成したものであった。小さなブースであったが、毎日多くの女性たちが並んで順番を待った。暗く混雑したアリーナの中でアロマの香りが漂う、賑やかなたまり場となっていた。シャワー提供ボランティアも毎夕この団体の活動に加わった。事業コーディネーターも勤務後に立ち寄った。

避難女性たちとの会話の中では、雑然としたアリーナの中でプライバシーが確保されていないため、落ち着かないとの声が多く聞かれた。不快な思いや出来事を話してくれた女性や女子もいた。また、家族の世話に追われている中、家族に遠慮しながらブースに通う女性も多かった。こうした声を受けてセンター作成の「ひとりで悩まないで」カード案内を置いてまわった。避難所が閉鎖される前には、センターにおいて避難女性向けの交流会を開催した。

避難女性向けの交流会案内チラシ



女性および多様な視点から避難所を考える

以上が13日間の避難者支援活動の概要である。それらの体験の中で聞き取り、見えたこと、わかったこと等を整理する。

- ① アリーナではプライバシーが確保されていないため、着替えに苦勞をしたり、不快な経験をする女性や子供がいた。
- ② 女性用の物資が不足していても女性が要望することを躊躇する傾向にあった。
- ③ ①や②のような相談を受け、ニーズを把握する場が必要。相談窓口があっても相談に行かない、声を挙げない傾向があるので、工夫が必要となる。
- ④ 女性たちは避難の中でも育児や介護の家庭責任を負っている。
- ⑤ 避難所では、高齢者や障がいを抱えた被災者など、多様な状況への配慮は難しい。バリア

フリーのセンターは過ごしやすくと利用者からの評判が良かった。

アリーナは被災地ではない埼玉県で緊急に開設された避難所であり、避難所ではないセンターでのシャワー室提供も規定外の支援場所であったが、このように振り返ってみると、被災地の避難所において指摘された問題点と同様のことが起こっていたことがわかる。そしてそれはすでに平成7(1995)年の阪神淡路大震災時から指摘されていたことでもあった。

そうした指摘を受けて、平成22(2010)年12月に閣議決定した「第3次男女共同参画基本計画」においては「第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の「4 防災における男女共同参画の推進」には具体的施策として「避難場所や災害ボランティア活動などの場において、安全の確保など男女共同参画の視点から配慮がなされるよう図る」と明記された。震災と原発事故のあとの3月24日には、内閣府男女共同参画局より『女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について(避難所等での生活に関する対応の依頼)』が発出され、「女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災者の肉体的・精神的負担を緩和するため」、当面、避難所の提供物資や設計、運営体制等に配慮を求めた。また同日に『女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について』が発出され、相談窓口の設置とその周知が求められた。

アリーナでも県によって女性相談窓口が設置されたが、あの喧騒の中でその情報が避難者まで届いていたのか、確認できなかった。また、「被災者の肉体的・精神的負担を緩和するための配慮」とは具体的には何を行えばよいのか、当時は手掛かりもなかった。だが、センターのシャワー室や休憩室は結果的にそのような機能を果たしたと言えるのではないだろうか。センターに来館した女性たちからはニーズを聞き取り、対応できたこともあったことから、制限のある中でも工夫をしてニーズを聞き取ることの重要性を痛感した。こうしたことは、女性の視点から避難所の在り方を考える貴重な経験となった。

支援から見えてきた課題

シャワー室の提供という活動は、災害時に男女共同参画センターが果たしうる役割や課題を考える機会となった。当時の所長や事業コーディネータが指摘している課題を記録しておく。資料は以下である。

- ・ 前述の所長と事業コーディネータのインタビュー記録【1】
- ・ 平成24(2012)年3月開催の「あれから1年 そしてこれから」での事業コーディネータの発表要旨【3】

課題① 埼玉県男女共同参画推進センターのミッションの中に県内被災者の方への事業を位置づけ、相談・情報発信、交流、就業支援を含めたセンターの本来の機能を最大限に生かした継続的な支援を行うこと

センターは被災地外の埼玉県で多くの避難者を受け入れるという緊急時において、所長の決断によって、被災者支援活動への道を開いた。平常時であれば、県の施設としての緊急対応として、施設

を使用するにはセンター内での手続きが必要であった。所長は当時を振り返り、「何かあったらどうしようなどと心配する余裕すらなかった。もちろん所長としての責任はひしひしと感じていた」と述べている。女性相談窓口としての対応は想定内であったが、今回のシャワー室や休憩所の提供から始まって多様な対応は想定を超えたものであった。しかし、女性支援の総合的拠点としてセンターが持つ様々な機能は、災害時に大いに有効であるということがわかった。

課題② 県内の多様な社会資源である機関・団体等とのネットワークを構築して、相互に協力、連携がとれること

上記したようにセンターの機能をフルに生かすことも大切であるが、被災者支援を行う場合、地域のNPOやボランティア団体との日ごろからの連携や情報交換が大事であることが明らかになった。

ただ、今回はセンターがボランティアを呼びかけたのではなく、アリーナで登録したボランティアがセンターの活動に配置されたため、ボランティアのほとんどがセンターに来るのは初めてであり、センターの役割や機能を理解していた人は少なかった。子育て世代の支援という目的でシャワー室の提供を決めたのにも関わらず、次第に対象者が拡大していく状況に、センターとしては本来の目的使用から離れていく不安も抱いた。また、「非常時なのだからセンターすべてで避難者支援を行うべき」等々のボランティアから抗議の声があがることもあり、センターは避難所として指定されている訳でもなく、通常の業務を行いながら被災者支援の場を提供していることをボランティアに理解してもらうことに難しさを感じた。

しかし、終了後のアンケートには、今までセンターを知らなかったボランティアがシャワー室を設置しユニバーサルな配慮が施されている県の施設に感動し、緊急対応をしたセンターを誇りに思うという言葉が多く記されていた。アリーナの閉鎖とともにほとんどのボランティアとの関係は消滅したが、避難者支援の機会を提供したことには意味があったと言える。

シャワー室の提供活動を行っている間、県内では計画停電が行われていたこともあり、センターの関係団体等に協力を呼び掛けるのは難しい状況であったと思われる。日ごろから顔が見えるような関係を築いている団体やグループであったならば、支援活動終了後も関係を維持しながら、地域防災ネットワークへと展開できた可能性も考えられる。その点を踏まえると、今後は、平常時において地域活動を行っているグループや人材とのつながりを築くことに力を入れることが望ましい。そうすれば、災害時により男女共同参画推進センターとしての視点からの取組を行うことができるであろう。

課題③ 災害・防災に男女共同参画の視点、女性の人権の視点を入れていくことの大切さを共有すること

震災発生以後、内閣府男女共同参画局は「東日本大震災に関しての女性や子育てのニーズを踏まえた被災者支援について」などの通知を出し、国としての姿勢を明確に打ち出した。しかし、直後の

状況の中でその通知が都道府県や市町村まで行きわたり、しっかり把握されるのは難しかった。その点で、地域防災計画や男女共同参画プランなどに災害時における男女共同参画推進センターの役割を明記していくことが重要になる。その際に大切なことは、災害時の女性のニーズへの対応は政府・自治体による「措置」として与えられるのではなく、個人が有する権利として認識することである。国際社会においては、自然災害発生時における人権的支援の重要性がスタンダードとなっている。人道的支援とは、弱者として女性を保護するのではなく、自身の回復のために必要な資源を要求する権利を持っていると自己主張できるまで女性たちを支えることである。その声に耳を傾け、その体験から学び、災害にあった女性たちは弱者ではなく、これからの防災と復興の担い手であることをセンターが発信していくことが求められる。

以上の3点がセンターでの避難者支援活動の総括としてとらえることができる。こうした認識は、これ以降のセンターの防災・被災者／避難者支援事業の趣旨や方針に引き継いでいった。

3. 全国女性会館協議会助成事業

2011年3月の震災後、全国の男女共同参画センター、女性センター等の協議体であるNPO法人全国女性会館協議会は、東日本大震災を受けて全国の男女共同参画センター等が行っている支援活動の充実・発展を図るため、「災害と女性センタープロジェクト」を立ち上げ、「災害と女性」についての情報提供、支援のマッチングも可能にする場の提供を目的として「災害と女性センター」サイトを公開した。4月からは全国の男女共同参画センター等をはじめ、海外の女性団体からの募金や支援金をとりまとめ、『東日本大震災女性センターネットワーク募金事業』として被災地女性センターの相談事業、女性の就労・自立支援、避難地女性のネットワーク支援に助成を行うことを全国の会員会館にアナウンスを行った。(最終的には20事業に総額350万円)

3月末にアリーナでの支援活動が終了したあと、協議会からこの活動助成の話が届いた。センター内で協議をし、申請は会員会館としてセンターが行い、具体的な事業はボランティアが進めるという形で申請を行った。助成期間中の9月に避難者交流会「さいがい・つながりカフェ」を始めたことから申請事業の活動母体は「With Youさいたま さいがい・つながりカフェ実行委員会」として活動報告を行った。

本助成事業で行った活動は以下の3事業である。

①平成23(2011)年8月22~23日 双葉町女性たちとのレスパイト・ケア
スーパーアリーナから旧騎西高校(当時は騎西町、現在は加須市)に避難した双葉町女性たちに対してレスパイト・ケアを行った。【4】

双葉町からは5名の参加、支援側も5名の10名でマイクロバスを使って長瀨町へ向かった。宿泊は嵐山町のヌエック(独立行政法人国立女性教育会館)、翌日は小川町で紙漉き体験を行って夕方には騎西町へ帰るという1泊2日の行程であった。宿泊先のヌエックでは、ヌエックボランティアと交流をし、震災時の体験、避難生活の様



子などを聞いた。ヌエックという施設を活用することで、男女共同参画や女性支援についても語ることができた。1泊の短い旅行ではあったが、レスパイト・ケア(保養)という取組の効果を理解することができた。

②平成23(2011)年12月18日「つながりカフェ in サポートセンター:福島のいま、埼玉のいま」(開催場所:さいたま市市民活動サポートセンター)

9月に開始した避難者交流会「さいがい・つながりカフェ」の中で、福島県内に住む女性たちの様子を知りたいという声があがり、サポートスタッフの一人がつながっていた苺米照子さん(女性の自立を応援する会代表)と宗像初枝さん(郡山市医療介護病院看護部長)を埼玉県にお呼びして、福島県の現状を話してもらった。当日は、震災後、特に原発事故後の混乱の中で女性、母親たちが緊張を強いられて過ごしてきた様子を聞き、県外ではなかなか見えない福島県内の葛藤を知ることができた。25名の県民女性たちが参加し、震災の体験や福島とのつながり等を話した。本事業を通じて、当事者、ここでは福島県で生活している女性たちから状況を知ることの重要性を痛感した。



③平成24(2012)年3月27日「あれから1年。そして、これから」開催

震災から1年がたち、シャワー提供活動を担当したボランティアから呼びかけ、埼玉県での避難者支援に取り組んできた女性たちに支援経験の中で感じた事や思いを語ってもらった。経験を教訓とし、今後も引き続き支援活動を継続することの必要性を確認した。当日の参加者には他県の男女共同参画センターの職員も少なくなく、話を聞いて新たに県内で避難者交流会を開始した女性もあり、センターから女性支援のネットワークを広げる機会となった。

以上の3事業が全国女性会館協議会助成によって行った事業である。アリーナの閉所後、避難者との交流を含め、県内外の女性たちとつながることができたのは本助成のおかげである。改めてここに記して感謝したい。

これら取組に対して平成24(2012)年度の第56回全国女性会館協議会全国大会において(開催地:札幌市男女共同参画センター)第6回特別賞が贈られた。またこの大会では「震災ミニシンポジウム「平常時にしていないことは、非常時にはできない!~女性関連施設として、今できること~」が開かれ、情報提供者として事業コーディネータが登壇した。被災地外ではあったが、避難者支援に関わったセンターとして、これ以降、全国の男女共同参画センターとの交流や情報発信の機会が増えていった。

4. ボランティア団体との連携事業(避難者支援事業)

(1) さいがい・つながりカフェ

アリーナ閉所後、埼玉県内には7市1町村に10か所の避難施設が用意されたが、そうした避難所も5月末にはすべて閉鎖した。また県内には様々な「つて」を頼って多くの人々が避難していることが徐々に明らかになってきた。被災地では徐々に仮設入居が始まり、仮設での入居者の孤立防止としてコミュニティ支援が始まっていた。県外ではほとんどの避難者が見知らぬ土地の民間賃貸住宅をみなし仮設として生活しており、孤立がさらに深刻化することは目に見えていたため、埼玉県各地で避難者のための交流会が開かれるようになってきた。そこで、センターでも避難者の交流や情報収集のための場を提供することになった。それが2に挙げた「さいがい・つながりカフェ」である。平成23(2011)年9月6日に第1回目を開催し、それ以降、月2回(8月、12月は1回)和室で開催し続けている。【5】

この運営はボランティアによる実行委員会形式で行い、センターは、和室の無料提供、広報、実行委員会のサポートなどの協力を行うという覚書を交わし、以後も協力関係を保っている。初年度は、前述のとおり、全国女性会館協議会の「東日本大震災女性センターネットワーク募金事業」からの助成の関係から「With You さいたま さいがい・つながりカフェ」という名称で開催していたが、次年度からはセンターとの役割分担を明確にするため「With You さいたま」を削除し、「さいがい・つながりカフェ」として現在に至っている。

開始当初は開催の情報を入手した自主避難の母親が幼児を連れて参加することが多かったが、徐々に避難元や年代も様々な避難者が参加するようになっていった。平成25(2013)年5月に発表された内閣府男女共同参加局による『男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針』の中で「取組事例 30 男女共同参画センターを活かした広域避難者のつながりづくり(埼玉県)」として紹介された。【6】令和2(2020)年5月にバージョンアップされた『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～』においても「28 市町村域等を越えた避難生活」として紹介された。【7】さいがい・つながりカフェの参加者たちは毎年2月のフェスティバルで活動発表を行い、「震災を忘れないで」と防災意識の必要性を訴えた。そこでの交流から、県内の女性団体は活動資金への寄付や3月の「あれから」企画への参加という形でさいがい・つながりカフェの活動を支援し続けている。

(2) 「あれから」事業

東日本大震災から1年後の平成24(2012)年3月、この間の被災者・避難者支援を振り返り、この体験を今後活かすために「あれから1年 そしてこれから」を開催した(I-2に記述)。その後、毎年3月内にさいがい・つながりカフェ実行委員会とセンターの共催で「あれから〇年」というタイトルの事業を開催した。毎年、様々な形式で行ったが、避難者自身が語ることや他団体の取組から学んで自分たちの避難者支援に生かすこと、幅広く支援ネットワークを築くこと等を大切にして企画を行った。登壇者はできるだけ女性にこだわり、近隣の男女共同参画センター関係者からの参加者も

多かった。徐々に震災への報道も少なくなり、関心が薄れてしまう中で、避難者の体験談や被災地の現状、防災や被災者支援の取組を知ることができる機会を提供した。

あれから 1 年	平成24(2012)年 3 月 24 日	「埼玉県内の被災者支援の現場で考えてきたこと、みえてきたこと」 吉沢悦子(ふじみ野市立市民活動支援センター) 鈴木玲子(NPO 法人彩の子ネットワーク) 大田恵美子(相双ふるさとネットワーク) 青木尚子(司法書士) 鹿野芳子(一歩会) 小林由佳(We need cosmetics!) 根岸公江(さいたまコープ地域ネットワーク) 瀬山紀子(埼玉県男女共同参画推進センター) 薄井篤子(さいがい・つながりカフェ実行委員会)
あれから 2 年	平成25(2013)年 3 月 30 日	「女子会」さいがい・つながりカフェの参加者
あれから 3 年	平成26(2014)年 3 月 13 日	「さいがい・つながりカフェの仲間たちの体験談」 猪狩敏(檜葉町→さいたま市) 関 純子(たちあろま 川口市在住) 「他県の支援活動から学ぶ」 村上岳志さん(新潟県・広域災害避難者支援機構 FLIP 代表者) 多田曜子さん(復興ボランティア支援センターやまがた) 長沢涼子さん(福島県男女共生センター職員)
あれから 4 年	平成27(2015)年 3 月 22 日	「さいがい・つながりカフェの仲間たちの体験談」 村上秀雄(檜葉町→さいたま市) 山口良子(双葉町→さいたま市) 「埼玉県・東京都での避難者支援の現状」 浪江町復興支援員 福島県東雲住宅避難者自治会会長
あれから 5 年	平成28(2016)年 3 月 26 日	『飯館村の母ちゃんたち』上映とトーク 古居みずえ監督
あれから 6 年	平成29(2017)年 3 月 25 日	「被災者支援を防災につなぐ取り組みから」 村野淳子 別府市企画部危機管理課 防災推進 専門員
あれから 7 年	平成30(2018)年 3 月 17 日	「この 7 年の間に見えてきたこと 考えてきたこと」

		苅米照子 (NPO 法人ウイメンズスペースふくしま 代表) 猪狩敏 (檜葉町→さいたま市) 村上秀雄 (檜葉町→さいたま市)
あれから8年	平成31(2019)年3月30日	「あれから8年 町はいま」 早川シン (檜葉町→いわき市) 根本友子 (大熊町→いわき市) 猪狩京子 (檜葉町→さいたま市) 渡部まゆみ (大熊町→春日部市)



さいがい・つながりカフェ
With You さいたまフェスティバルに参加の様子



「あれから」事業
セミナー室での講演会の様子

II With You さいたまにおける災害・防災への取組

1. 10年間の取組

この項では、東日本大震災後から現在までの当センターの研修会、講演会、講座、情報収集・発信について年度ごとに整理した。過去の災害を知り、その教訓を活かすために必要な視点や知識の習得—防災、減災のための取組の実施や避難した誰にとっても安全で安心な避難所運営に必要な男女共同参画の視点をもって実施されることの重要性を啓発することに努めるとともに、事業担当専門員自らも学習を積み重ね、研修会や学生実習において、講師を務められるよう研さんした。

平成23(2011)年3月の取組については、「I 埼玉県男女共同参画センター(With You さいたま)における被災者支援」を参照のこと。

平成23(2011)年度

事業名	内容・講師名等(敬称略・肩書等当時)
市町村男女共同参画担当 職員研修会	講義「東日本大震災への男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援」 講師: 大山研次(内閣府男女共同参画局)
	講義「被災者支援活動を通して考えた男女共同参画の課題」 講師: 薄井篤子(With You さいたまサポートスタッフ)
	事例報告「深谷市における女性消防団活動の取組みから」 岩田豊子(深谷市男女共同参画推進センター)
	ワークショップ 「地域の防災活動に女性の参画を促すためにできること」 ファシリテータ: 瀬山紀子(With You さいたま事業コーディネータ)
男女共同参画週間講演会	「災害でみてきたこと～阪神淡路大震災から東日本大震災の中で」 講師: 辛淑玉(しん すご)(人材育成コンサルタント)
さいがい・つながりカフェ 開始	9月より毎月第2・第4木曜日 埼玉県内の広域避難者の交流の場
政策提言講座	「女性からの政策提言講座女性たちよ、この社会の羅針盤になろう! 男女共同参画の視点からの地域の災害・防災への政策提言」 グループまあるい企画・運営/埼玉県男女共同参画課主催、With You さいたま、所沢市男女共同参画推進センター、熊谷市男女共同参画推進センター、越谷市男女共同参画支援センター共催
パネル作成	『災害と男女共同参画』(随時更新)
広報紙 vol.35	7月号特集「災害と男女共同参画」【8】
会議参画	埼玉県地域防災計画の見直し「避難所設置・運営ワーキンググループ」 (平成26年度まで、任期切れ後は、委員を推薦して男女共同参画の視点の

	維持) 瀬山紀子事業コーディネータ、薄井サポートスタッフ
アドバイザー養成講座 (埼玉県教育委員会生涯 学習文化財課と共催)	「講義防災分野における男女共同参画の推進 ～男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援等について～」 講師:村田亜希子(内閣府男女共同参画局総務課専門職)
	「避難生活を乗り越えるために男女共同参画の視点でなすべきこと～大規模災害における被災者の困難と性差・年齢による課題から考える～」 講師:浅野幸子(全国地域婦人団体連絡協議会事務局研究員)
	実践報告「地域における男女共同参画の取組(さいたまスーパーアリーナにおける被災者支援)」 報告者:鈴木玲子(彩の子ネットワーク代表理事) 薄井篤子(With Youさいたまサポートスタッフ)
埼玉大学との共催講座 「ポスト3.11を生きる! 何ができるか 何をすべきか」	①「人類の現在と将来」 講師:大西純一(理工学研究科生命科学部門教授/生物学) ②「災害のリスクを評価する—情報の海の中から」 講師:山本 充(教養学部教授/人文地理学) ③「災害による心の傷つきと回復」 講師:堀田香織(教育学部教授/臨床心理学) ④「<土>の権利—土壌環境の研究から考えること」 講師:小松登志子(理工学研究科・環境科学研究センター教授/土壌環境学)
埼玉学園大学・川口短期 大学との共催講座 「災害と女性」	①「東日本大震災と女性～仙台で震災に遭遇して～」 講師:奥山忠信(埼玉学園大学経営学部教授) ②「東日本大震災とケア～小さな子どもたちを守るために～」 講師:井上清美(川口短期大学こども学科専任講師) ③「生きる力と音楽～産声に始まる人間と音楽の不思議な関係より～」 講師:牧野利子(川口短期大学こども学科准教授) ④「平清盛と女院たち～大火・飢饉・戦乱等の災害に直面して～」 講師:服藤早苗(埼玉学園大学人間学部教授)
映画上映会	ドキュメンタリー映画「六ヶ所村ラブソディー」 With You さいたまサポートスタッフ主催
女性からの政策提言発表 会	パネルディスカッション 「平和といのち—災害・復興行政と男女共同参画政策」 【パネラー】 平賀圭子(参画プランニング・いわて理事長) 赤石千衣子(東日本大震災女性支援ネットワーク世話人・NPO法人しん

2020年度 調査研究事業

	ぐるまざあず・ふおーらむ理事・ふえみん婦人民主新聞編集長) 【司会進行】皆川満寿美(大学非常勤講師・東京大学特任研究員)
With You さいたま市町村 における女性チャレンジ推 進団体委託事業 【放射能に関する講演会】	「放射能汚染と食品」 講師:原田裕史(たんぼぼ舎) 「チェルノブイリは女たちを変えた」 講師:森実真弓 主催:子ども未来・東松山 共催:東松山市 協力団体:生活クラブ生協比企支部/ 子育て子育て応援団「ポラリス」/ 子どもが真ん中・東松山

平成24(2012)年度

事業名	内容・講師名等(敬称略・肩書等当時)
市町村男女共同参画担当 職員研修会	講義「男女双方の視点・女性の参画を踏まえた防災対策の重要性」 講師:浅野幸子(東日本大震災女性支援ネットワーク)
調査協力	内閣府『災害時における男女共同参画センターの役割調査報告書』
事例報告	日本女性学習財団主催東日本大震災復興支援事業シンポジウム「災害・ 復興拠点としての女性センターを考える—3.11以降この一年を語りあう」 で事例報告 瀬山紀子事業コーディネータ
受賞	全国女性会館協議会事業企画特別賞を受賞 さいがい・つながりカフェ 事業
アドバイザー養成講座	講義「大震災から1年、男女共同参画の視点から地域を見つめなおす〜 大震災から見えた課題と今すべきこと〜」 講師:天野和彦(福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任准教 授)
埼玉学園大学・川口短期 大学共催講座	「社会を拓く女性力」全4回中、 ②「環境問題から読み解く男性社会の弊害—原発事故の責任を取らない 社会をつくったのは誰か?—」 講師:小島望(川口短期大学ビジネス実践学科准教授)

平成25(2013)年度

事業名	内容・講師名等(敬称略・肩書等当時)
市町村男女共同参画担当 職員研修会	男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興計画について講義 内閣府「男女共同参画からの防災・復興の取組指針」の作成の経過や使 い方について」 講師:土井真知(内閣府男女共同参画局調査課)
	講義 「住民を巻き込んで地域で実施する研修の方法や、実践する人の育成、 事業の作り方について」

	講師:木須八重子(せんだい男女共同参画財団理事長)
防災テキストの作成	「男女共同参画の視点からの防災対策のススメ ～避難所生活での配慮、日頃の備え～」 資料作成:埼玉県男女共同参画課・埼玉県男女共同参画推進センター 資料作成協力:東日本大震災女性支援ネットワーク【9】
事例発表	日本地域福祉学会(東洋大学)で事例報告 (「東日本大震災の県外避難者への支援をめぐる経過と課題」) 瀬山紀子事業コーディネータ
サポートスタッフ運営「大人の放課後くらぶ」	映画上映会&トークショー 「原発の町を追われて～避難民双葉町の記録」 「続・原発の街を追われて～避難民・双葉町の記録」 トークゲスト:映画制作者堀切さとみ

平成26(2014)年度

事業名	内容・講師名等(敬称略・肩書等当時)
市町村男女共同参画担当職員研修会	講義「男女共同参画の視点からの防災対策を地域に広めるために」 講師:行田会場 土屋俊子(With You さいたま 男女共同参画専門員) 入間会場 浅野幸子(早稲田大学 地域社会と危機管理研究所客員研究員) With You 会場 黒須さち子(With You さいたま 男女共同参画専門員)
子育て支援に関わる人のための防災講座&映画上映会	①「地域の子育て支援拠点での<日頃の備え>を考える」 講師:坂本純子(NPO 法人新座子育てネットワーク代表理事)
	②「仙台での東日本大震災の経験から、子どもと一緒にできること、できないこと」 講師:小川ゆみ(マザーウイング)
	③ドキュメンタリー映画「3.11その時、保育園は 検証編・続編」
会議参画	全国女性会館協議会災害時の相互支援システム検討会 瀬山紀子事業コーディネータ
	朝霞市女性視点の防災対策検討部会 瀬山紀子事業コーディネータ
事例報告	第3回国連世界防災会議(仙台)サイドイベント「災害に強い社会づくり～男女共同参画の視点を根づかせる～」 埼玉の事例報告 瀬山紀子事業コーディネータ
アドバイザー養成講座	【講義・グループワーク】 テーマ「男女共同参画の視点からの防災対策」 ファシリテーター:男女共同参画アドバイザーステップアップ研修会修了者
広報紙 vol.46	3月号特集「わたし流防災プランを立てよう」【8】

平成27年(2015)度

事業名	内容・講師名等(敬称略・肩書等当時)
市町村男女共同参画担当職員・防災担当職員研修会	「男女共同参画に視点からの防災対策を地域に広めるために市町村研修防災会議における女性登用について」 事例発表「新座市防災会議への女性の登用状況」について 講師:並木浩光(新座市市民環境部市民安全課)
パネル作成	『”わたし”の防災対策』(随時更新)
アドバイザー養成講座	講義 「男女共同参画の視点に立った防災～男女共同参画の視点を地域の防災活動に根づかせるために～」 講師:浅野 幸子(減災と男女共同参画研修推進センター共同代表)
	事例報告・パネルディスカッション 「男女共同参画の視点に立った防災」 ①朗読劇「防災・減災に女性の視点を!!」を用いた地域防災活動の試み 講師:高橋 三子 ほか(上里町女性会議) ②公民館を拠点に地域住民と取り組む防災 講師:山下 剛史(春日部市武里市民センター) ③障害者団体と連携した女性センターを用いた防災訓練の取組について 講師:高根 視千枝(鶴ヶ島市女性センター)

平成28(2016)年度

事業名	内容・講師名等(敬称略・肩書等当時)
市町村男女共同参画担当職員研修会①	講義 「男女共同参画社会政策の最新情報」 ～これからの男女共同参画と地域での展開～講義内容に「災害と女性たちの困難」を含む 講師:皆川満寿美(男女共同参画政策研究者)
市町村男女共同参画担当職員研修会②	講義 「男女共同参画の視点からの防災対策のすすめ～避難所生活での配慮、日頃の備え～」 講師:黒須さち子(With You さいたま男女共同参画専門員) 事例発表「男女共同参画センターにおける防災をテーマにした事業化の取組～2011年から現在まで～」 講師:小野由理(越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」)
市町村男女共同参画担当職員研修会③	講義

	<p>「男女共同参画の視点からの防災対策のすすめ～避難所生活での配慮、日頃の備え～」 講師:瀬山紀子 (With You さいたま事業コーディネータ)</p> <p>事例発表 「朝霞市女性視点の防災対策検討部会の立ち上げと提言書について」 講師:宮野智博 (朝霞市危機管理室)・岡部工紀道 (朝霞市総務部人権庶務課)</p>
<p>県民講座 女性リーダー養成講座～女性の声を発信しよう!</p>	<p>防災と女性グループ 「防災と女性のリーダーシップについて」</p>
<p>女性防災フォーラム</p>	<p>講演とワークショップ 「誰もが安心できる避難所づくりを知る」 講師・ファシリテーター:浅野幸子 (減災と男女共同参画研修推進センター共同代表)</p> <p>事例発表 「男女共同参画センターの災害時の取組～2015年9月豪雨災害支援から～」 発表者:芳村佳子 (とちぎ男女共同参画センターパーティ)</p> <p>事例発表 「社会的弱者を支える地域防災ネットワークの取組」 発表団体:NPO 法人みんなのまち草の根ネットの会</p> <p>事例発表 「子育てママとパパの防災講座」の取組 発表者:佐藤倉智弘 (草加市自治文化部みんなでまちづくり課課長補佐)</p> <p>事例発表 発表者:「外国人の防災を考える」梁瀬由美子 (外国人の防災を考える会代表)</p> <p>情報提供 1. 「埼玉県女性消防団の活動について」熊谷市女性消防団 2. 埼玉県社会福祉協議会 3. 埼玉県防災学習センター</p> <p>パネル展 (出展団体) 埼玉県内女性消防団 特定非営利活動法人 みんなのまち草の根ネットの会 埼玉県防災学習センター</p>

	さいがいつながりカフェ 春日部市武里地区公民館防災対策事業
広報紙 vol.52	3月号特集「防災と女性 過去の災害の経験から学び前へ進もう！」
女性リーダー養成講座	成果発表「防災と女性のリーダーシップについて」防災と女性グループ・イラストを活用した啓発活動について発表。そのイラストは、埼玉県男女共同参画課作成の『男女共同参画の視点を取り入れた「みんなが安心できる避難所運営」のすすめ』に掲載された。

平成29(2017)年度

事業名	内容・講師名等(敬称略・肩書等当時)
市町村男女共同参画担当 職員研修会	講義 「男女共同参画基礎知識」の中で、「災害時にも顕在化した問題」を提起 講師:瀬山紀子事業コーディネータ
女性防災フォーラム	講演 「被災者支援と女性防災リーダー育成の取組～仙台の経験から～」 講師:宗片恵美子(イコールネット仙台)
	事例発表 「地域における防災活動の取組」 発表者:ハッピーアイランド(上尾市)
	事例発表 「女性リーダー養成講座における学びと取組」 平成28年度女性リーダー養成講座修了生「防災と女性」グループ
	情報交換会(ワールドカフェ方式)
東京家政大学との共催事業	「地域へのまなざし」全4回中の1回「広域避難者支援の取組」 講師:薄井 篤子(NPO法人さいたま広域避難者支援センター副代表理事)
女性リーダー養成講座	成果発表「地域防災に日頃から女性が関わるには」防災グループ

平成30(2018)年度

	内容・講師名等(敬称略・肩書等当時)
市町村男女共同参画担当 職員研修会	講義 「男女共同参画基礎知識」の一部に、「災害時にも顕在化した問題」 講師:瀬山紀子事業コーディネータ
女性防災フォーラム	講演 「男女共同参画の視点から地域防災を考える～東日本大震災での女性相談支援の経験から～」

	講師:丹羽麻子(国立女性教育会館事業課専門職員)
	事例発表「地域の防災力を高めるための取組」 発表者:林真希子(さいたま市防災アドバイザー南区協議会会長)
	グループワーク「さあ、わがまちの災害にそなえよう!」
女性リーダー育成講座	成果発表「楽しく”防災”を考えてみよう!」BOSAI5

平成31(令和元2019)年度

事業名	内容・講師名等(敬称名・肩書等当時)
市町村男女共同参画担当職員	講義 「地域で男女共同参画を進めるために」の一部に、「災害時にも顕在化した問題」を提起 講師:瀬山紀子事業コーディネータ
女性防災フォーラム	講演 「熊本地震の教訓を明日につなぐ～今、わたしたちが伝えたいこと～」 講師:藤井宥貴子(くまもと県民交流館パレア館長)
	講義「災害時の防災機器の利用について」 講師:埼玉県危機管理課
	ブース出展「地域の取組を知ろう」 ・埼玉県危機管理課 ・さいがい・つながりカフェ ・ふれあい防災キャンプ (新座市北部第二区地域福祉推進協議会) ・平成28年度女性リーダー養成講座修了生「防災と女性」グループ ・ぼうさい小町武里(春日部市武里公隣防災対策協議会)
女性リーダー育成講座	成果発表「地域活動と防災～地域力を高めよう」ささえ愛

令和2年(2020)年度

事業名	内容・講師名等(敬称略・肩書等当時)
市町村男女共同参画担当職員	新型コロナ感染症拡大防止の観点から中止
男女共同参画で取り組む防災フォーラム	講演 「多様化する災害と多様性に配慮した地域防災～男女共同参画の視点から～」

	講師:浅野富美枝(宮城学院女子大学生生活環境科学研究所研究員)
	事例発表 「地域における防災活動の取組紹介」 発表者:高橋和子(NPO 法人わが街さやまの防災ネットワーク理事長)
	グループワーク 「地域でどんなことに取り組めるのか、一緒に考えてみましょう」 ファシリテーター:浅野富美枝
広報紙 vol.64	3月号特集記事 「これからの防災に生かす男女共同参画の視点 東日本大震災から10年」【10】
女性リーダー育成講座 中間報告会	講義:「地域での実践事例を知る」(修了生による活動報告) 地域の防災委員 菅原英子(女性リーダー育成講座令和元年度修了生)
女性リーダー育成講座	テーマ「防災」を選択した受講者による成果レポート ①防災グッズに取り入れてもらいたいエンディングノートと活用したい「自筆証書遺言書の保管制度」 ②子育て支援の視点から取り組む防災 ③女性の視点で地域防災力を高めよう ④さいたま市緑区における防災～誰も取り残さない未来へ～ ⑤女性視点を活かした防災 ⑥自主防災組織の女性登用と実行力のある避難行動要支援者名簿～更なる女性活用で地域力をあげよう～ ⑦幼い子どもの命を守る為の防災 ⑧女性の防災 ご近所力アップで身近な防災



令和2年度「男女共同参画で取り組む防災フォーラム」のようす。

講師、参加者は、フェースガード、マスク着用、グループワークは机に仕切りを設置して実施。

【講師派遣(出前講座)】

「災害・防災と男女共同参画」をテーマとした講座を自治体や町内会・自治会、自主防災会など市民団体からの依頼により実施。

年度	防災講座／全講座中数(回)	聴講者数(人)
平成26(2014)	12/46	752
27(2015)	6/22	201
28(2016)	6/33	541
29(2017)	12/52	697
30(2018)	13/47	518
令和元31(2019)	17/43	721
令和 2(2020)	7/17	289

※出前講座テーマ「男女共同参画基礎知識」の中でも、防災と男女共同参画については、講義内容に盛り込んでいる。平成26年度から大学生等の実習受け入れを行っており、課題学習のテーマとして「災害時の女性と子どもの困難」を設定して、学生の理解の促進に努めている。

【情報ライブラリー】 男女共同参画の視点に立った資料を収集し、情報提供しており、「防災、災害と男女共同参画」については「災害時対応に女性の声を!災害と防災を知るための資料コーナー」を設置している。【11】

【県内の活動支援】 わかりやすく解説したパネルを市町村や団体に無料で貸し出している。

パネル:災害と男女共同参画(A2判、10枚)
67 団体 延べ利用日数741 日(令和3年 2 月現在)

パネル:”わたし”の防災対策(A2判、11枚)
52 団体 延べ利用日数560日(令和3年 2 月現在)



2 センターの役割と課題

IおよびII-1にまとめたように、この10年間に「災害・防災と男女共同参画」をテーマに多種多様な取組を行ってきた。IIIで整理するが、内閣府男女共同参画局から出された平成25(2013)年の『男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針』や令和元(2020)年の『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン』において男女共同参画センターの役割の重要性や取組むべき事項が指摘されている。それらに照らし合わせてこの間のセンター事業を整理すると以下のようになる。

	取り組むべき事項	センターでの事業
1	防災・危機管理担当部局との連携	地域防災計画策定への参画や委員の推薦
2	男女共同参画担当課との連携	防災マニュアル、テキスト等の作成協力
3	災害担当に関わる職員に対する研修の実施	市町村職員研修会や出前講座。参加者の感想は【12】
4	女性リーダー、ボランティアの育成	アドバイザー養成講座、女性リーダー養成講座の実施。 研修終了後もフォローアップを実施
5	住民への学習機会の提供	「女性防災フォーラム」「男女共同参画で取り組む防災フォーラム」等の実施。参加者の感想は【12】
6	情報の収集、発信	広報紙『With You さいたま』で特集、防災への取組の重要性を啓発【8.9】 情報ライブラリーでは関連書籍の収集に努め、「災害と防災コーナー」【11】(特集に合わせて広報紙で紹介) パネルを制作し、県内行政機関への貸し出し 関連事業の際はパネルや関連書籍を館内で展示 ホームページで講座の告知、報告 さいがいつながりカフェの案内
7	相談・支援	被災者からの相談対応、相談窓口案内、就業支援の案内
8	ネットワークの展開	地域の団体や活動を講演や研修、広報紙などで紹介。
9	施設としての危機管理要領等	危機管理要領【13】 地震対応マニュアル【14】 地震対応フロー【15】

毎年、地域防災において男女共同参画を推進する事業に取り組んできたが、その中でも、県のセンターとしては、災害対応に関わる市町村職員への研修の実施や出前講座のような地域での研修・講演に精力的に取り組んできた。地域の自治会や避難所の運営を含む防災の現場において、性別に基づく固定的性別役割分担意識を見直し、方針決定過程への女性の参画を促進し、地域の防災対応を主体的に担う女性の人材の育成を重視してきた。

要配慮者の避難、帰宅困難・車中泊避難などの多様な避難にどう対応するか、取り組む課題は多く残っている。災害時には地方公共団体の関係部局や、女性や男女共同参画の視点で活動している地域の NPO 等、様々な地域資源とつながり、連携・協働して支援を行うことになるが、災害が発生してから急に連携・協働をしようとしても、実行は難しい。平常時においてこれらの地域資源や関連団体とより密接なネットワークを築いていくことが必要となる。これからも事業を通じて、住民、自治会、町内会、大学、企業、NPO といった民間との連携、福祉部局、保健所、福祉施設、保育園・幼稚園、小中学校、保健師や助産師等々、多方面へ働きかけ、防災ネットワークを広げていく。それは必ずや災害時に大きな力を発揮すると考える。

なお、この 10 年の間で起こった災害として忘れられないのは、平成 31 (2019) 年 10 月、埼玉県内各地に深刻な被害をもたらした台風 19 号である。避難所が 55 市町村に 990 か所開設され、避難者数は 30,147 人に上った。県内で発生した災害に対してセンターはどのように対応したのか、支援に関わる情報提供を行ったのか、または被災地からの情報を収集したのか。残念ながら当時の記録が残っていないため検証はかなわなかった。事業に取り組んできたセンターとして被災に関する情報収集や振り返りは常に必要であろう。これも今後の課題としたい。

Ⅲ 10年間の国、県、市町村の取組

「はじめに」で記したように、東日本大震災以降、防災・災害における男女共同参画の推進は男女共同参画の重要な施策の一つとなった。その後も全国で大きな地震・集中豪雨などが毎年のように発生したことでさらにその傾向は加速化した。ここでは、男女共同参画センターや防災事業に関連する「計画」、「指針」等の動向を整理する。(詳細は【16】を参照)

1. 国の計画と動向

(1) 防災関連

① 「防災基本計画」平成24(2012)年9月6日の改正

「第1編」の「総則 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応」において以下の文章が追記された。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

「第2編 地震災害対策編」では、防災知識の普及、訓練を実施する際に、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、「被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める」という文章が追記された。

② 「災害対策基本法」平成24(2012)年6月27日の改正

防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進するためには、防災会議の委員に女性を増やす必要がある。従来の防災会議の委員は、指定地方行政機関等の長が就くため、どうしても男性が選ばれることが多かった。この改正では、都道府県防災会議の委員として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えた。ここでの「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのNPOや、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している。これにより、特に女性の参画拡大を図り、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとする趣旨である。

③ 第3回国連防災世界会議 平成27(2015)年3月

会議で策定された災害リスク削減を基本理念とする『仙台防災枠組2015-2030』において、女性リーダーシップを促進することや女性の参画・能力開発が打ち出された。

④ 「防災基本計画」令和2年5月29日の改正

同月に発表された『ガイドライン』の内容に添って男女共同参画や多様性に関する修正が

行われたが、特に注目されるのは、以下のような部分である。

「第1編 総則 第2編各災害に共有する対策編」内の「第1章 災害予防」の中に以下の文章が追記された。

国(内閣府)は、女性視点での災害対応の強化を図るため、地方公共団体において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制が構築されるとともに、地方公共団体の災害対策本部に女性職員や男女協働参画担当職員の参加等が促進されるよう、都道府県の防災担当部局と男女共同参画担当部局に周知するものとする。

地方公共団体は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

「第2章 災害応急対策」には以下の文が追加された。

国<内閣府>は、女性視点での災害対応の強化を図るため、被害状況を踏まえ、必要に応じ、職員を現地に派遣し、地方公共団体の災害対策本部に男女共同参画担当部局が組み込まれるよう、必要な支援・助言を実施するものとする。

(2) 男女共同参画の視点からの防災

第3次男女共同参画基本計画については前述したので、ここでは震災後の主な動向を挙げる。

① 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議 平成24(2012)年3月9日採択

2月27日(月曜日)からニューヨークで開催されていた、第56回国連婦人の地位委員会(CSW)最終日の3月9日(金曜日)(現地時間)、我が国が提出した「自然災害とジェンダー」決議案が、コンセンサスで採択された。本決議は、東日本大震災から1年になるにあたり、自然災害と女性に関する様々な課題について我が国の震災の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することをめざして我が国として初めて同委員会に提出したものである。本決議は、防災、災害対応、復旧復興の全ての段階における女性の参画や女性のニーズへの配慮を求めること等を内容としている。また、復興期における女性の雇用への支援や社会的な絆に支えられた包摂型の社会づくりの重要性にも言及している。

② 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」平成25(2013)年5月

男女共同参画の視点から地方公共団体が取り組む際の指針を政府として初めて提示された。災害対応においては、各段階で、男女それぞれの被害の軽減を図りつつ、男女がともに救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として活躍することが必要であるということを提示する。災害対応の中心となるすべての基礎自治体において各地域の実情に合わせた創意

工夫に富んだ取組を、平常時から準備するために、活用されることを期待する。東日本大震災等でどのようなことに困ったか、被災地の生の声を吸い上げてまとめ、30の先進事例や災害時に携帯できるチェックシートを掲載した「解説・事例集」を添付した。

③ 「第4次男女共同参画基本計画」平成27(2015)年12月25日策定

本計画から防災・復興が独立した分野となった。＜男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備＞において(5)東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について国内外に発信することが強調された。また、本計画において都道府県防災会議の委員に占める女性の割合13.2%を5年後には30%とするとの＜政策領域目標＞が掲げられた。

④ 『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン』

令和2(2020)年5月

『取組指針』の作成後、続いて起こった台風・豪雨災害においては、残念ながらジェンダーの視点を持った取組が十分に浸透しているとは言えない状況であった。そこで、東日本大震災からの社会情勢や課題とそれに伴う地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドラインを作成した。第1部では、骨格となる考え方として「7つの基本方針」とまとめられており、その6点目に「男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける」が示されている。女性の視点からの災害対応を円滑に進める上で、男女共同参画センター・女性センターや男女共同参画担当部局の果たす役割は大きく、「地域防災計画や避難所運営マニュアル等において、防災・復興の各段階における、都道府県・市町村の男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付けるよう努める」と明記されている。

第2部「段階ごとに取り組むべき事項 平常時の構え」では、地域防災会議の女性委員の割合を3割以上にすることを目指し、女性人材の育成・登用を進めることが求められている。

⑤ 「第5次男女共同参画基本計画」令和2年(2020)12月策定

計画の背景となる社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題として「(7)頻発する大規模災害(女性の視点からの防災)が挙げられている。今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、頻発する大規模災害等の経験も踏まえながら、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要が言及されている。第8分野が「防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」である。＜施策の基本的方向＞としては以下の2点が男女共同参画センターに関わる項目である。

1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化

2 地方公共団体の取組促進

地方公共団体の災害対策本部において、女性職員や男女共同参画担当職員の配置といった具体的な取組、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解

促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行うことが求められている。また、発災時には、被災経験や支援実績のある男女共同参画センター等が協力し、支援の強化を進めることが求められている。そのためにも全国女性会館協議会が運営する相互支援システム等を活用し、男女共同参画センター間の相互支援の体制づくりに言及している点が注目される。

以上、東日本大震災後、男女共同参画の視点からの災害対策の必要性が広く認識されるようになり、地域の防災力の推進拠点として男女共同参画センターが担う役割は重要性を増してきたことがわかる。

2. 埼玉県の計画と動向

(1) 地域防災計画の改正

平成23(2011)年7月、埼玉県地域防災計画の見直しのために5つのチームが結成(帰宅困難、備蓄物資、放射能汚染、災害対策本部体制、避難所の設置、運営)されたが、そのうち、避難所設置運営のチームに事業コーディネータとサポートスタッフが参加して、見直し作業に関わった。11月19日に発表された「県地域防災計画」においてあらたに付け加わった文言は以下である。

- 女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるように配慮する。
- 災害時要援護者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等の設置に努める。また、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設にあたっては男女共同参画センターや民間団体の活用をすすめる。
- 性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐためには、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。
- 必要物資として、女性下着、生理用品などの衛生用品、妊産婦用のマット、組み立て式ベッドが規定された。

平成24(2012)年の災害基本法の改正を受けて、防災会議の委員を追加して、3名は女性、1名は男女共同参画の学識経験者が委嘱された。センターは委員の推薦を行った。平成26(2014)年の見直しでは、自主防災組織におけるリーダーの育成等の項目が追加された。令和3(2021)年3月に見直しが予定されており、令和2(2020)年5月に出された『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～』を踏まえて男女共同参画の視点がさらに盛り込まれるはずである。

なお、県危機管理防災部災害対策課は避難所での新型コロナウイルスの感染拡大防止の視点から『避難所の運営に関する指針(新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)』を策定している。【17】

(2) 埼玉県男女共同参画基本計画

① 平成24～28年度埼玉県男女共同参画基本計画 平成24(2012)年策定

本計画の策定にあたっては、東日本大震災からの復興という新たな課題に男女共同参画の視点から対応するために、基本目標Ⅳに「災害に強い地域を男女が共につくりあげる」が掲げられた。

施策の柱5 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

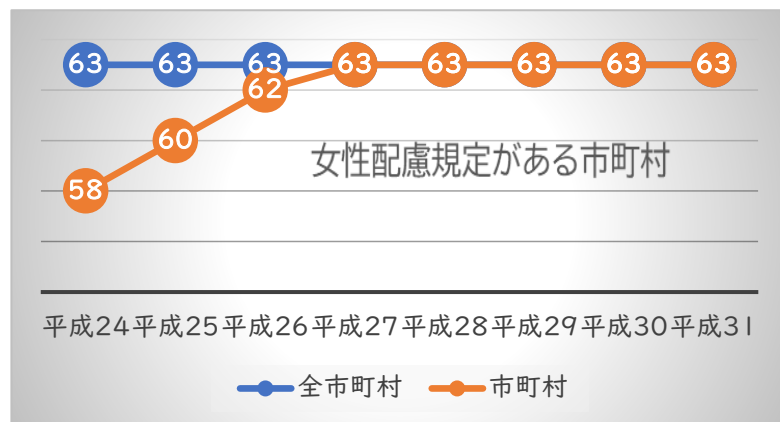
施策の基本的な方向

- (1) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
- (2) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの整備
- (3) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応
- (4) 災害復興時における男女共同参画の促進

<推進指標>

指標	現状値	目標値	指標の定義	目標値の根拠
避難所における女性への配慮を定めている市町村の割合	79.7% (平成22年度末)	全市町村 (平成28年度末)	市町村地域防災計画において、避難所における女性のニーズに配慮することを定めている市町村の割合	すべての市町村において定めていることを目指して、この目標値を設定

「避難所における女性への配慮」については平成27(2015)年度に全市町村が規定した。



②平成29～33年度埼玉県男女共同参画基本計画 平成29(2017)年策定

基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる

施策の柱6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の基本的な方向

- (1) 防災分野における女性の参画拡大
- (2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの作成
- (4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応
- (5) 災害復興時における男女共同参画の促進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、前回の基本計画の「施策の基本的な方向」に加えて、「(1)防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大すること」が盛り込まれた。

(1)の推進項目は以下のようになっている。

- ① 自主防災組織及びボランティア組織への女性の参加促進(危機管理防災部)
- ② 市町村における消防視員の女性の採用・登用促進(危機管理防災部)
- ③ 消防団への女性の入団・活躍促進(危機管理防災部)
- ④ 埼玉県防災会議における女性の登用推進(危機管理防災部)

この中の①は推進目標となっている。

計画の推進指標					
推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
自主防災組織の組織率	危機管理 防災部	87.7% (平成26年度末)	96.0% (平成33年度末)	全世帯数に対する自主防災組織が組織されている地域の世帯数の割合。自主防災組織の増加により地域の防災力が向上することから、この指標を選定。	全国トップ(平成26年度末)の組織率(95.6%)を上回ることを目指し、危機管理目標値を設定。

直近の実績値は平成30年の90.6%である。目標未達の理由としては、

- (1)自治会加入率の低下によるコミュニティの希薄化

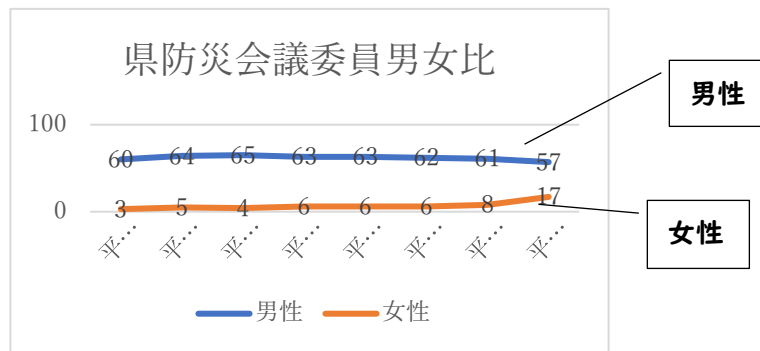
(2) 役員任期が短期間(1~2年で交代)であるため、設立促進が進まない

(3) 過去に大きな災害による被害が少ないため、自主防災組織の必要性を感じていない

の3点があげられている。地域コミュニティの変化、住民の生活様式などを踏まえたでの情報発信や働きかけが必要である。県としては、女性の意見を自主防災組織に反映させる仕組みづくりが重要であると考えており、市町村が主体的に行う自主防災組織のリーダー養成講座の資料として、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災に関する教材を作成している。

『自主防災組織リーダーハンドブック』(平成26年)には、「女性の視点から防災を考える」として、「自主防災組織の日頃の活動や災害時の対応においては「女性の視点」から防災を考える必要があり、自主防災組織の役員には必ず女性に加わっていただくことが大切です」と書かれている。【18】

④の「埼玉県防災会議における女性の登用推進(危機管理防災部)」にかんしては、この間、以下のように推移した。



ここで参考資料として、令和2(2020)年度に人権推進課において実施された「人権に関する県民意識調査」に注目してみたい。

その調査の中に「地震や台風などの災害時における人権」についての質問で、「あなたは、地震や台風などの災害が起きた場合に、人権上問題になると思われるのはどのような状況に対してですか。(該当するものすべてに○)」という問いがある。地震や台風などの災害時における人権問題として「避難生活でプライバシーが守られないこと」という回答が6割後半と最も高くなっている。避難所がプライバシーを確保できる環境になっているか、そこに運営上の配慮がなされているか、という点が人権として非常に重要になっていることがわかる。「多様性への配慮」への意識も浸透していることが窺える。

問いに対する回答は以下の通りである。【19】

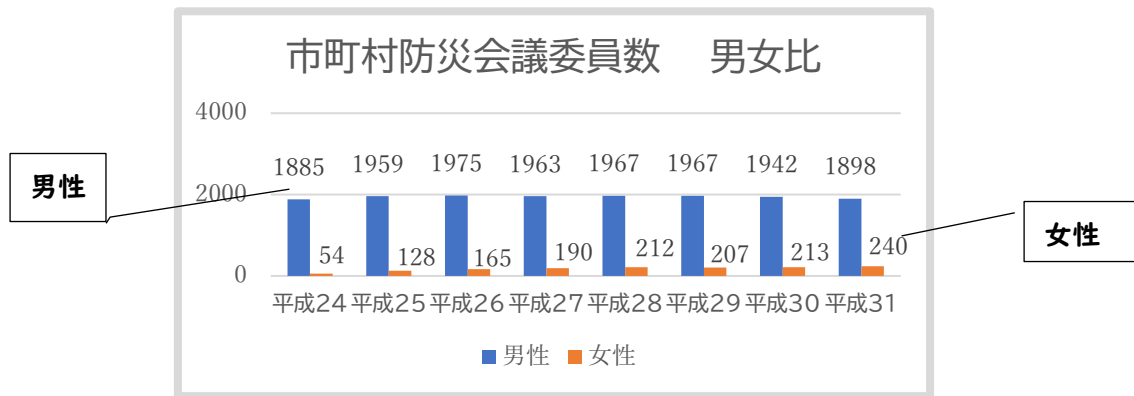
- 1 避難生活でプライバシーが守られないこと 68.8%
- 2 避難生活の長期化により持病が悪化したり、新たな病気を発症したりすること 58.6%
- 3 要配慮者(障害者、高齢者、乳幼児等)に対して十分な配慮が行き届かないこと 54.3%
- 4 妊産婦、外国人、性的マイノリティ(LGBT等)に対して十分な配慮が行き届かないこと 39.6%
- 5 必要な支援や被災状況などの情報が行き届かないこと 54.4%
- 6 デマ・風評などによる差別的な言動や嫌がらせが起きること 51.1%
- 7 その他 1.3%
- 8 特になし 3.3%

以上、防災担当と男女共同参画担当がそれぞれ男女共同参画の視点からの災害防災に向けて計画の改正や見直しを進め、双方の連携や協力の意識は高まっている。災害時の対応を考えれば、防災行政全体において意識を統一し、さらに連携や協力を進めていくことは必要であろう。当センターとしては研修や出前講座という従来からの取組を着実にを行いながら、県防災担当課との情報交換も進めて、「誰ひとり取りそこなわない災害対応」を目指していく。

3. 埼玉県内市町村の動向とアンケート結果

(1) 防災委員への女性参画

まず、埼玉県内市町村の防災会議に女性委員がどのくらい参画しているのだろうか。埼玉県県民生活部男女共同参画課発行の『男女共同参画に関する年次報告 みんなですすめよう男女共同参画』『埼玉県における男女共同参画の状況』のデータから、男女それぞれの委員数を比較したのが以下のグラフである。平成 24 年から平成 31 年まで徐々に増えてはいるが、女性委員の数は男性委員に比べて圧倒的に少ない。最新のデータは『令和 2 年度版年次報告』（令和 3 年 1 月発行）掲載されている「首長等の状況」（令和 2 年 4 月 1 日現在）であるが、それによると総数 2,035 人のうち女性の性は 262 人、全体の 12.9%となっている。平成 31 年度の 11.2%より増えてはいるが、ガイドラインに示されているような「女性委員の割合を 3 割以上」という設定にはまだ遠い。防災会議は 58 市町村に設置されているが、そのうち 4 市町村には女性委員が一人もない。



埼玉県『男女共同参画に関する年次報告』より作成

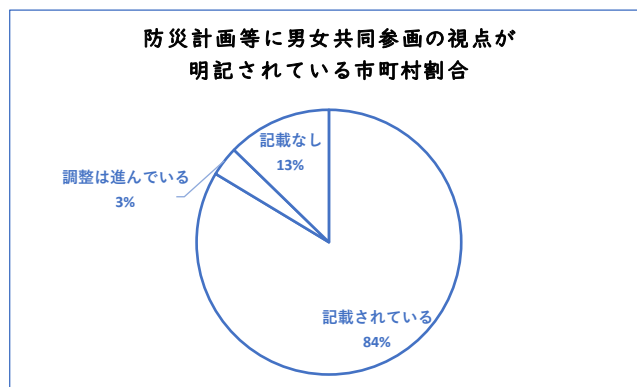
同報告書の中に「自治会長」数のデータも掲載してあるので、ここに記しておく、総数 7,176 人のうち女性の自治会長数は 367 人、全体の 5.1%である。女性自治会長が 1 人もいない市町村 14 存在している。

(2) 「防災における男女共同参画への取組」に関するアンケート概要

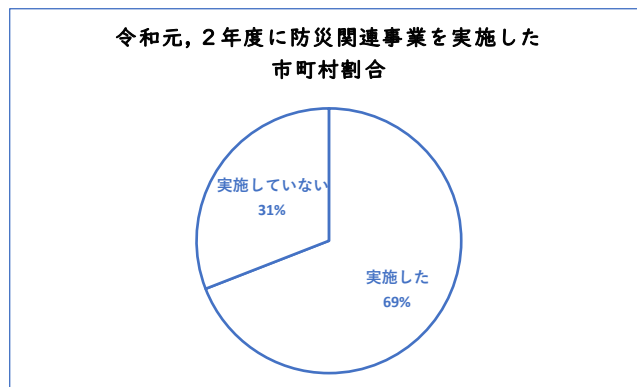
今回の調査研究にあたり、令和 3 年 2 月に県内市町村男女共同参画担当等にご協力をいただき「防災における男女共同参画への取組」についてアンケート調査を実施し、回答をいただいた 55 市

町村について概要をまとめた。(調査票については【20】に掲載)

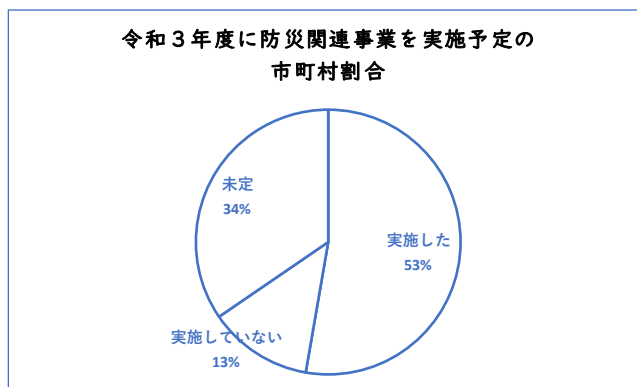
	市町村数
記載されている	46
調整は進んでいる	2
記載なし	7



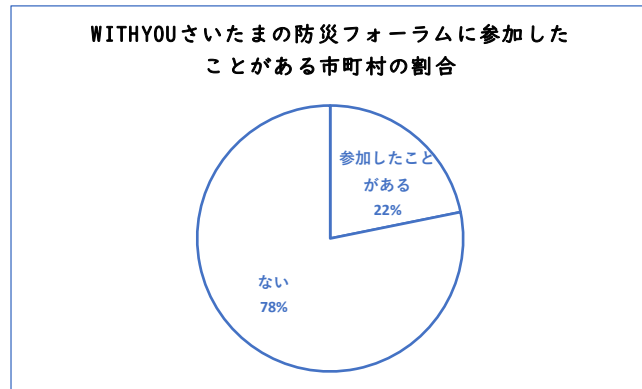
	市町村数
実施した	38
実施していない	17



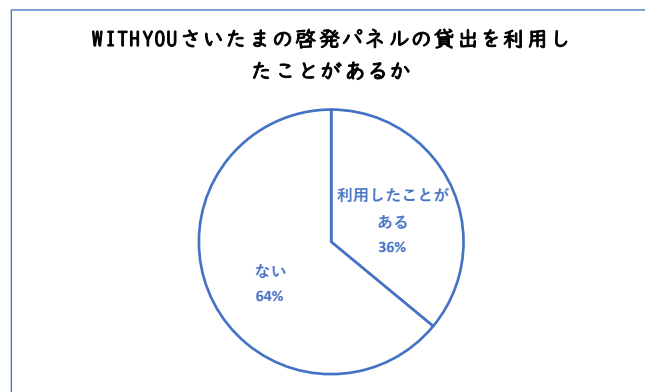
	市町村数
実施した	29
実施していない	7
未定	19



	市町村数
参加したことがある	12
ない	43



	市町村数
利用したことがある	18
ない	32



◆「防災における男女共同参画の推進にあたり「課題と感じていること」に対する回答

- *防災会議の委員は充て職が多く、女性委員の登用率が伸び悩んでいる。
- *防災会議における女性委員数が少ない。
- *現在コロナ禍で、避難所内でソーシャルディスタンスをとらなければならないため、避難所をより多く必要だが、もともと男女別のスペースも必要ではあったが場所の確保について、十分に用意できるかが問題。
- *今後、地域防災計画や指定避難所運営マニュアル(防災計画資料編)を改訂する際、防災会議専門部会(男女共同参画をテーマとした部会を含む)を立ち上げるなどし、専門的な知見を取り入れていく必要がある。
- *避難所の運営にあたり、平常時から女性専用の部屋や相談室を特定しておくことが困難な状況である。
- *有事の際に、限られた人員と避難場所のスペースの制約の中で、十分なプライバシー配慮や特に女性への各種サポート体制を構築できるのか課題である。
- *防災会議や防災分野の組織における女性の割合の低さ。
防災における男女共同参画推進に取り組んでいきたいが、効果的な啓発方法の情報が乏しく、防災分野の男女共同参画の啓発まではできていない。
- *防災分野に関わる人材について、女性の割合が少ないこと。女性の防災活動リーダーの不足。

- *新型コロナウイルス感染防止を行いながら、男女参画視点での避難所運営の難易度が高い。
- *避難所の運営を行う避難所担当職員は女性職員を半数以上指定できているが、防災会議の女性職員の登用がまだ進まない状況です。委員委嘱の際に女性の委員を増やすための取り組みが課題と考えられます。
- *地域防災の要である自治会がまだ男社会であり、自主組織であるため、市として介入できない。介入はできないので、どこまで効果があるかはわからないけど、啓発を続けていくしかないと思う。
- *危機管理防災課において、防災啓発を実施する際、避難所運営では、性別ごとの配慮が必要である点などを説明することはあるが、防災分野における男女共同参画推進について具体的な取組はしていないのが現状である。また、防災士資格の取得支援を実施しており、自主防災会(町会・自治会)へ女性の積極的な推薦をお願いしているが、なかなか推薦がないのが現状である。
- *男女平等、共同参画の意識醸成、性別による役割分業意識の解消、地域コミュニティの希薄化など、平時に継続的な啓発や若年層への人権教育を進めていくことが、これからの防災力につながるため、その周知啓発をどのように行うか課題である。
- *防災担当には男性のみ配属されており、女性の視点には配慮して業務を行っているものの、あくまで想像、想定に限られることが課題です。
- *避難所運営における女性の参加。
- *災害対策本部、避難所運営委員会等への男女比率に配慮した配備体制の確立・男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動等が推進されるよう、地域の防災を担う女性リーダー等の養成。
- *介助や物資配布に女性が必要な場合の対応職員の人員配置。
- *避難施設での入浴設備の整備。・避難施設での防犯対策(就寝時の見回り、防犯ブザーの配布など)。
- *防災における地域住民の男女共同参画機会を増やす取組み。
- *女性の配慮について、地域防災計画への記載はあるものの、各種マニュアルなどへの具体的な記述が遅れている。
- *市民への防災分野における男女共同参画の意識付けや啓発、女性や要配慮者の防災分野におけるニーズの把握、防災担当課と男女共同参画担当課の連携についてが課題であると考えています。
- *避難所運営等は地域コミュニティが主体となるため、女性の登用についてはお願いにとどまってしまう。
- *男女共同参画の視点に配慮した避難所運営。女性用品の備蓄。
- *事前にしかりとしたニーズの把握、それに伴った備品や体制の整備が必要であるとする。
- *地域防災計画に記載があるように、男女双方の視点に配慮した防災を進めるために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要があるが、担当職員数が満足にいないため進めることができない状態になっている。

以上の回答から、防災に関わるあらゆる場面で女性の参画がまだまだ不足していることがわかる。特に、自主防災が男性主体のままであるが、人選等に介入できないという課題を抱えている。女性自治会長が1人もいない市町がある中で、自治会等での意識啓発、女性リーダーの育成は喫緊の課題である。防災・危機管理分野はどうしても男性が担当するイメージが強いが、多様な住民への配慮がこれだけ求められている現在、人権・男女共同参画課や男女センターとの連携で取り組んでいくことが必要である。

◆「With You さいたまに希望することはありますか？」に対する回答

- *女性やその他の性自認のかたがたが、地域の防災に関わることが大切であることの意識醸成や啓発にさらに力を入れていただけるとありがたいです。
- *男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営についての出前講座等の開催。
- *事業参加者へ各市町で実施される防災事業についての周知をしていただきたい。(興味関心の高い方へ各市町の事業を案内することで、事業への参加者数増加へつながる)
- *過去のコンテンツデータをデジタル化等により、活用できるようにして頂くと独自の事業に加えて情報提供の幅が広がるようになります。
- *避難所、防災会議委員など男女共同参画の推進が進められているため、本市としても積極的に取り組みたいと考えています。そのあたりの研修等があれば参加したいと考えています。
- *自治会としても、女性の参画を、と思っても、どうやらうまくいかかわからないところや、そもそも日頃から女性が参画しておかないとどう困ることになるのかわかっていないところなど、さまざまだと思う。いずれにしても、徐々に女性を増やしたり、活動の幅を広げたり、と、地道な活動の積み重ねなくては実現しないと思うが、9月の防災フォーラムでの狭山の取り組みなど、地域防災への女性参画の好事例集や、女性参画におけた課題解決へのヒントなど、ホームページやリーフレットなど、自治会のみなさんが多く目に来るものを作成していただけると活用できると思う。
- *地域で防災に取り組む女性リーダーを育成するための講座。
- *広く県民に啓発・周知できるよう、展示物やリーフレットなどを増やしていただければ、それを活用した事業を行いたい。
- *今後も、防災と男女共同参画について県民や市町村職員が参加できる研修や講演会等を継続して行ってほしいと考えています。
- *被災された女性等の経験談をお聞きしたいと思います。

以上の自由記述より、今後も、県のセンターには講演や研修といった機会の提供が求められていることがわかった。そして、そうした内容をわかりやすく提供することが求められている。センター作成のパネルはよく活用されているが、今後は、今までの事業の内容を踏まえて紹介した県内の好事例をまとめたり、使いやすいパンフレットを作成したりなど、地域での研修等で活用しやすい資料の検討も考えられる。県の防災情報もわかりやすく便利なスタイルに進化していることから、地域での女性の参画を拡大するために時代に合わせた情報発信に努めていく必要がある。

IV 新型コロナウイルス感染拡大への対応

令和2(2020)年、COVID-19と呼ばれる新型コロナウイルスの感染が世界中で広がり、各地で深刻なジェンダー影響をもたらしていることが指摘されている。東日本大震災など過去の災害においても、平常時からの意思決定における女性の不在や、社会的・経済的なジェンダー不平等が、危機への対応において強く現れ、危機が過ぎ去ったあとも、女性・少女の権利に長期的に影響をおよぼすことが指摘されたが、新型コロナウイルスの感染拡大でも全く同様のことが起こっている。4月9日、グテーレス国連事務総長が「コロナ対策において女性・女の子を中核に据えるよう」と声明を発したが、特に上半期は、ほとんどの男女共同参画センターでは予定どおりの事業が実施できない状況が続いていた。

全国女性会館協議会は8~9月に会員館91館に対して『新型コロナウイルスの感染拡大による男女共同参画センター等の管理運営および事業への影響と対応についてのアンケート調査』を行った。「Q. コロナ禍において、男女共同参画センターはどのような役割を果たすべきだと思いますか」という設問に対して、コロナ禍が女性に与えた影響の大きさを十分認識した上で各センターから多くの意見が寄せられた。【21】

大きく分類すると以下である。

- 非常時に女性を支える拠点施設としての機能強化(22件)
- 必要な人に必要な情報を届ける(16件)
- 相談体制の強化とDV被害者支援(12件)
- リアルの場を大切にしながら、オンラインで切れ目なくつながる(9件)
- 地域の団体活動を支える(5件)

当センターでも緊急事態宣言による対応、感染拡大防止への取組によって事業実施に大きな影響を受けた。セミナー室の使用、図書の閲覧、貸出も中止になった。残念ながらやむを得ず中止を決断せざるを得なかった事業もあった。相談事業は緊急時の支援窓口として重要性が高まり、さらに今回は特別給付金関係の対応も加わったため、緊急事態宣言下でも相談対応を行った。

宣言解除後でも、マスクの着用、消毒、3密回避などの感染防止対策を施し、さらに少人数開催、グループワークは行わないなどの対策を取った。講演による学習の機会、対面での交流、グループでのディスカッションといったセンターが今まで重視してきた活動を制限せねばならなかった。秋以降の事業では感染対策を取りながら開催にこぎつけることができた。女性リーダー育成講座は、変更を加えながらも修了まで至ることができた。参加者の表情も明るく、コロナ禍の制限の中で進める学びはより深いものとなったのではないだろうか。リアルな場での学びあいやコミュニケーションの重要性を再確認することができた。危機的な状況においてこそ男女共同参画の視点を持った地域リーダーを育てるというセンターの原点を改めて痛感する機会となった。今後もリアル事業とオンライン事業の両タイプの特徴を生かしながら企画を進めていく。

緊急事態の中でも、学び、考える機会を提供することはできないだろうか、という思いからオンライン開催についても協議を積み重ねた。また、今までセンターからの情報発信は広報紙とホームページであったが、

Facebookも開始した。毎年2月のフェスティバルも残念ながら団体の発表や展示は中止せざるをえなかったが、講演はYouTubeを活用して発信することができた。初めての試みであったが、自宅で視聴でき、遠方からも申込もあり、オンラインならではの利点を認識することができた。振り返れば、制限が加わって中止・延期せざるを得なかった事業があったのは残念であったが、必要な情報を県民に届けるために新しい取組に着手することができたのはよかった。

他の男女共同参画センターでは、SNSを活用してコロナの影響についてアンケートをとったり、支援団体にヒアリングを行って女性たちの現状の把握を行ったところもあった。自粛生活の中で女性たちはどのように暮らしているのか、どのような支援が必要なのか、現状を把握しニーズを調査することの重要性は災害時の取組と同様であり、当センターでは、講演等の事業を通じて内閣府や他センターの情報から現状の把握に努めた。『災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～』においても女性団体間のネットワークの重要性が強調されているが、こうしたネットワークによる情報共有の意義はコロナ禍においても重要であることを痛感した。まだ感染収束が見通せない中で、センターとして今後も臨機応変な対応が求められていく。こうした緊急時に、何ができるか考え続け、センターの持つ機能、資源、ネットワークを最大限に活用し、男女共同参画の視点の浸透のために行動していく。

V まとめ

当センターにおけるこの10年間の取組を振り返ってみれば、平成23(2011)年の東日本大震災時の女性支援の経験を教訓とし、その後の国や県の防災計画の改正や男女共同参画基本計画の策定等の動向に対応しながら地域における男女共同参画推進の拠点としての役割を果たそうと努めてきた。

もちろん依然として課題は残っている。出前講座や講演等を通して防災への意識啓発に取り組んできたが、地域によっては、防災訓練や避難所運営などで意思決定をする際に女性が積極的に発言する機会が増えていない現状が県内自治体へのアンケートからも伺えた。女性は防災の主体的な担い手であるという理解を広め、女性の視点や意見を反映しやすくなるような働きかけを今後も継続することが必要である。今まで行ってきた意識啓発や研修に加え、好事例の情報発信などにも積極的に取り組みたい。

災害が発生した時に『危機管理要綱』や『地震対応マニュアル』に基づいて対応する際、男女共同参画の視点をどの程度まで実行できるかが重要である。女性の視点からの災害対応を円滑に進める上でセンターが果たす役割は大きいですが、センターだけの対応では限りもある。日頃より、埼玉県、県内市町村の危機管理担当や地域で活動しているNPOなど関係組織との情報共有を進め、速やかに対応できるように連携を深めていくことが今後の課題である。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、複合災害への対応という新たな課題も加わった。密集を避けるために「避難所」への避難以外に、「親戚・知人宅」「ホテル」「在宅避難」「車中泊」などの分散避難が推奨されている現状を考えると、これまで以上に「どのような状況にあっても一人ひとりの安全を守る」という視点の浸透がいっそう重要な意味を持つ。「男女が個人として尊重され、等しく力を発揮できる暮らしやすい社会の実現こそが防災・減災への近道である」という視点に立ち、センターは地域の拠点として平常時から男女共同参画社会の推進に今後も取り組んでいくことが必要である。

令和3(2021)年3月

編集・発行 埼玉県男女共同参画推進センター